

東 労 発 基 0121第 1 号  
令 和 4 年 1 月 21日

東京都産業労働局長  
東京都福祉保健局長  
東京都生活文化局長  
各 区 市 町 村 長  
各 種 団 体 の 長

殿

東京労働局労働基準部長

## 業務改善助成金制度改正の周知広報について

(広報媒体への掲載のお願い)

平素より労働基準行政の推進につきまして格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東京都最低賃金につきましては、昨年10月1日に時間額1,041円（引上げ額28円）に改正されたところです。

厚生労働省では、最低賃金引上げに伴う中小企業・小規模事業者の方への支援を目的として、最低賃金の引上げに向けた環境整備のための業務改善助成金等の各種助成金制度を設けて周知広報活動を行ってきたところですが、このたび新たに「業務改善助成金特例コース」を設けましたので、関係リーフレットを送付させていただきます。

本件趣旨の御理解を賜り、業務改善助成金制度の改正内容を少しでも多くの方々にお知らせするため、広報文例（裏面）を参考に、貴団体様の各種広報媒体（広報誌・ホームページ等）に御掲載していただきたく、特段の御配慮をお願い申し上げます。リーフレットの電子媒体は厚生労働省ホームページ（※QRコード参照）に掲載しておりますので御活用ください。

なお、令和3年度については「業務改善助成金コールセンター」を設置し、同助成金に関する相談もお受けします。

また、制度の概要については、東京労働局公式YouTubeに掲載予定です。



※ 厚生労働省HP

(広報担当)

東京労働局 労働基準部賃金課 最低賃金係 (佐藤・柳)

〒102-8306 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13階

電 話 (03) 3512-1614 (直通)

FAX (03) 3512-1558

[広報文例]

### 業務改善助成金制度（特例コース新設）のお知らせ

- ① 「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部（最大100万円）を助成するものです。
- ② 業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合、生産性向上等に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画において計上された経費（=関連する経費）についても助成対象として拡充されます。
- ③ 特例コースの申請期限は、令和4年3月31日までです。

<問合先>

令和3年度業務改善助成金コールセンター（TEL 03-6388-6155）  
東京働き方改革推進支援センター（TEL 0120-232-865）

<申請先>

東京労働局 雇用環境・均等部企画課助成金係（TEL 03-6893-1100）

